## －管理•運営に関する事項

## ［FAQ．よくあるご質問］

A．
駐車場は，専用庭に接している等の特殊な場合を除き，
管理規約により区分所有者と管理組合間の
「駐車場使用契約」に基づき使用できると規定しております。

「駐車場使用契約」では区分所有者が専有部分を譲渡した場合，
駐車場使用契約は効力を失うとしているため，
住戸を「駐車場付」として売ることはできません。

専有部分を賃貸する場合については，
駐車場使用契約は効力を失うという管理規約を設定している場合と，
駐車場使用契約は効力を失わないという管理規約を設定している場合がありますので，
管理規約や重要事項説明書をご覧ください。


おわりに
ご契約の前に，「重要事項説明書」と本誌「重要事項説明書ガイドブック」を照らし合わせてご覧いただき，
重要事項説明書の内容をよくご理解ください。
ご不明な点等ございましたら，販売担当者までお気軽にお問い合わせください。

